

別表第1(第3条関係)

免除下水排水基準

項目	対象事業場	特定事業場等		
		既設	新設	
有害物質に係る排水基準	カドミウム及びその化合物		0.01mg/L以下	
	シアン化合物		0.1mg/L以下	
	有機リン化合物		検出されないこと	
	鉛及びその化合物		0.1mg/L以下	
	六価クロム化合物		0.05mg/L以下	
	砒素及びその化合物		0.05mg/L以下	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005mg/L以下	
	アルキル水銀化合物		検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル		0.003mg/L以下	
	トリクロロエチレン		0.1mg/L以下	
	テトラクロロエチレン		0.1mg/L以下	
	ジクロロメタン		0.2mg/L以下	
	四塩化炭素		0.02mg/L以下	
	1・2-ジクロロエタン		0.04mg/L以下	
	1・1-ジクロロエチレン		1mg/L以下	
	シス-1・2-ジクロロエチレン		0.4mg/L以下	
	1・1・1-トリクロロエタン		3mg/L以下	
	1・1・2-トリクロロエタン		0.06mg/L以下	
	1・3-ジクロロプロペン		0.02mg/L以下	
	チウラム		0.06mg/L以下	
	シマジン		0.03mg/L以下	
	チオベンカルブ		0.2mg/L以下	
	ベンゼン		0.1mg/L以下	
	セレン及びその化合物		0.1mg/L以下	
	ほう素及びその化合物		10mg/L以下	
	ふっ素及びその化合物		8mg/L以下	
	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量		100mg/L以下	
	1,4-ジオキサン		0.5mg/L以下	
	ダイオキシン類		10pg/L以下	
	有害物質以外のものに係る排水基準	フェノール類		1mg/L以下
銅及びその化合物			1mg/L以下	
亜鉛及びその化合物			1mg/L以下	
鉄及びその化合物(溶解性)			10mg/L以下	
マンガン及びその化合物(溶解性)			10mg/L以下	
クロム及びその化合物			0.1mg/L以下	
水素イオン濃度(pH)			6.0以上8.5以下	
生物学的酸素要求量(BOD)		湖西及び湖南中部処理区		4.8mg/L以下
		大津処理区		15mg/L以下
		藤尾処理区		10mg/L以下
化学的酸素要求量(COD)		湖西及び湖南中部処理区		20mg/L以下
		大津処理区		20mg/L以下
		藤尾処理区		(20)mg/L以下
浮遊物質(SS)		湖西及び湖南中部処理区		(40)mg/L以下
		大津処理区		(40)mg/L以下
		藤尾処理区		(40)mg/L以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量		鉱油類含有量		5mg/L以下
		動植物油類含有量		20mg/L以下
窒素含有量		湖西及び湖南中部処理区		10mg/L以下
		大津処理区		20mg/L以下
	藤尾処理区		12(8)mg/L以下	
燐含有量	湖西及び湖南中部処理区		0.25mg/L以下	
	大津処理区	1(0.3)mg/L以下	0.5(0.3)mg/L以下	
	藤尾処理区	1(0.8)mg/L以下	(0.5)mg/L以下	
大腸菌群数			3000個/cm ³ 以下	
アンチモン含有量			0.05mg/L以下	

備考1 ()内の数値は日間平均値を示す。

2 この表の既設の欄の排水基準は、次の事業場からの排水水について適用する。ただし、それぞれに示す日以前に既に水質汚濁防止法(以下「水濁法」という)又は滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例(以下「NP条例」という)の新設の排水基準が適用されている場合、既設の基準は適用されない。

- (1) 平成8年7月1日に既に水濁法に基づく特定施設を有している事業場
- (2) NP条例に基づく指定施設になった日に、既にその施設を有している事業場
- (3) 平成8年7月1日にNP条例に基づく指定施設を有する事業場で、1日の平均的な排水量が10立方メートル以上30立方メートル未満の事業場
- (4) (1)~(3)以外の事業場で、平成11年6月24日に既に大津市生活環境の保全と増進に関する条例に基づく汚水発生施設を有している事業場
- (5) (1)に示す日以降に新たに特定施設になった施設を有する事業場
(1)及び(3)平成8年7月1日に既に水濁法又はNP条例に基づく特定施設を有している事業場

※ 有しているとは、設置工事をしていない場合も含む

3 この表の新設の欄の排水基準は、2-(1)に示す日以降に特定施設を設置した事業場及び2-(2)に示す日以降に汚水発生施設を設置した事業場からの排水水について適用する。ただし、既に既設の排水基準が適用されている事業場については、新設の基準は適用されない。

4 この表の排水基準に適合させるために希釈したものを除く。

別表第2(第3条関係)

免除下水排水基準

項目	対象事業場	特定事業場等		
		既設	新設	
有害物質に係る排水基準	カドミウム及びその化合物		0.01mg/L以下	
	シアン化合物		0.1mg/L以下	
	有機燐化合物		検出されないこと	
	鉛及びその化合物		0.1mg/L以下	
	六価クロム化合物		0.05mg/L以下	
	砒素及びその化合物		0.05mg/L以下	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005mg/L以下	
	アルキル水銀化合物		検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル		0.003mg/L以下	
	トリクロロエチレン		0.1mg/L以下	
	テトラクロロエチレン		0.1mg/L以下	
	ジクロロメタン		0.2mg/L以下	
	四塩化炭素		0.02mg/L以下	
	1・2-ジクロロエタン		0.04mg/L以下	
	1・1-ジクロロエチレン		1mg/L以下	
	シス-1・2-ジクロロエチレン		0.4mg/L以下	
	1・1・1-トリクロロエタン		3mg/L以下	
	1・1・2-トリクロロエタン		0.06mg/L以下	
	1・3-ジクロロプロペン		0.02mg/L以下	
	チウラム		0.06mg/L以下	
	シマジン		0.03mg/L以下	
	チオベンカルブ		0.2mg/L以下	
	ベンゼン		0.1mg/L以下	
	セレン及びその化合物		0.1mg/L以下	
	ほう素及びその化合物		10mg/L以下	
	ふっ素及びその化合物		8mg/L以下	
	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量		100mg/L以下	
	1,4-ジオキサン		0.5mg/L以下	
	ダイオキシン類		10pg/L以下	
	有害物質以外のものに係る排水基準	フェノール類		1mg/L以下
銅及びその化合物			1mg/L以下	
亜鉛及びその化合物			1mg/L以下	
鉄及びその化合物(溶解性)			10mg/L以下	
マンガン及びその化合物(溶解性)			10mg/L以下	
クロム及びその化合物			0.1mg/L以下	
水素イオン濃度(pH)			6.0以上8.5以下	
生物化学的酸素要求量(BOD)		湖西及び湖南中部処理区		4.8mg/L以下
		大津処理区		10mg/L以下
		藤尾処理区		10mg/L以下
化学的酸素要求量(COD)		湖西及び湖南中部処理区		8(6)mg/L以下
		大津処理区		8(6)mg/L以下
		藤尾処理区		(20)mg/L以下
浮遊物質(SS)		湖西及び湖南中部処理区		(40)mg/L以下
		大津処理区		(40)mg/L以下
		藤尾処理区		(40)mg/L以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量		鉱油類含有量		5mg/L以下
		動植物油脂類含有量		20mg/L以下
窒素含有量		湖西及び湖南中部処理区		5(3)mg/L以下
		大津処理区		10(8)mg/L以下
	藤尾処理区		12(8)mg/L以下	
燐含有量	湖西及び湖南中部処理区		0.25(0.04)mg/L以下	
	大津処理区	1(0.3)mg/L以下	0.5(0.3)mg/L以下	
	藤尾処理区	1(0.8)mg/L以下	(0.5)mg/L以下	
大腸菌群数			3000個/cm ³ 以下	
アンチモン含有量			0.05mg/L以下	

備考1 ()内の数値は日間平均値を示す。

2 この表の既設の欄の排水基準は、次の事業場からの排水について適用する。ただし、それぞれに示す日以前に既に水質汚濁防止法(以下「水濁法」という)又は滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例(以下「NP条例」という)の新設の排水基準が適用されている場合、既設の基準は適用されない。

- (1) 平成8年7月1日に既に水濁法に基づく特定施設を有している事業場
- (2) NP条例に基づく指定施設になった日に、既にその施設を有している事業場
- (3) 平成8年7月1日にNP条例に基づく指定施設を有する事業場で、1日の平均的な排水量が10立方メートル以上30立方メートル未満の事業場
- (4) (1)~(3)以外の事業場で、平成11年6月24日に既に天津市生活環境の保全と増進に関する条例に基づく汚水発生施設を有している事業場
- (5) (1)に示す日以降に新たに特定施設になった施設を有する事業場
 - (1)及び(3)平成8年7月1日に既に水濁法又はNP条例に基づく特定施設を有している事業場

※ 有しているとは、設置工事をしていない場合も含む

3 この表の新設の欄の排水基準は、2-(1)に示す日以降に特定施設を設置した事業場及び2-(2)に示す日以降に汚水発生施設を設置した事業場からの排水について適用する。ただし、既に既設の排水基準が適用されている事業場については、新設の基準は適用されない。

4 この表の排水基準に適合させるために希釈したものを除く。